

指定地域密着型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社クロストーンが運営する通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定地域密着型通所介護のサービス提供に当たるもの(以下、「従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、必要な事項を定め、指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業所の運営に当たっては、要介護状態となった利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設を含め地域の保健・医療・福祉サービス等との連携を図り、事業の目的が円滑かつ公正に運営されることに努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 光南デイサービスセンターすみれ
- (2) 所在地 広島市中区光南二丁目3番46号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に次の従業者を配置する。

- (1) 管理者 1名(常勤) 管理者は、事業所の従業者の業務の管理を一元的に行う
- (2) 生活相談員 2名(常勤管理者1名が兼務、常勤介護職員1名が兼務)
生活相談員は、利用者及び家族の介護に関する相談や介護サービス計画作成及びサービスの調整を行う
- (3) 看護職員 4名(非常勤兼務4名)
看護職員は利用者の健康管理及び医療機関との連絡調整を行う
- (4) 介護職員 6名(常勤専従 2名、常勤生活相談員1名兼務、非常勤専従2名、常勤管理者1名が兼務)
介護職員は利用者の日常生活の支援及び送迎を行う
- (5) 機能訓練指導員 4名(非常勤看護職員4名が兼務) 機能訓練指導員は利用者に機能訓練を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで ただし、8月14日から8月16日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護の利用定員は、18名とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活の介護 ア養護 イ食事 ウ排泄 エその他日常生活に必要な身体介護
- (2) 入浴サービス (3) 健康チェック (4) 食事サービス
- (5) 機能訓練(日常動作訓練) (6) レクリエーション
- (7) 相談・助言 (8) 送迎 (9) 筋力向上トレーニング

(利用料その他の費用)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
ただし次に掲げるサービス利用については実費負担とする。

- (1) 食材料費 550円
- (2) 紙パンツ代 実費
- (3) その他利用者が負担することが妥当と認める費用

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市中区、西区、南区とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には速やかにその旨を申し出ること。
- (2) 浴室を利用する際には、必要に応じた従業者の誘導のもと事故防止に努めること

- (3) 利用者間での協調性を保ち、けんか、口論等で他人に迷惑をかけること
- (4) 施設内にある運動用具を利用する際には、従業員の助言に耳を傾け、用具の取り扱いに十分注意すること
- (5) 第12条で定める非常災害対策等に可能な限り協力すること
- (6) その他、管理者が定めたこと

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は通所介護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、速やかに主治医または協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする

- 2 消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 防火管理者または火気・消防等についての責任者は定期的に消防用設備等の点検を行う。
- 4 非常災害時地域住民等からの支援の受け入れや地域の要援護者の避難の受け入れなど双方向の連携を円滑に行うことができるよう、日頃からの地域住民等との連携、協力関係の構築に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
 - 3 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために設置される責任者は事業所の管理者とする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(記録の整備)

第16条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、法に規定する地域密着型介護サービス費等の支給の根拠になるものについて、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は通所介護従業者(管理者を含む)の質的向上を図るため、次のような研修の期間を設けるものとし、また業務体制を整備する

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) キャリアアップ研修 年2回
 - (3) 医療・保健・福祉実務者連絡会議が開催する研修
 - (4) その他研修
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持すること
 - 3 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする
 - 4 事業者はサービス提供の前に、サービスの内容、金額に関して文書を交付して説明し、同意を得なくてはならない

- 5 従業者は通所介護計画を作成し、利用者または家族に説明し、同意、協力を得られるようにすすめる
- 6 事業者は自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図らなくてはならない
- 7 従業者は、利用者の人格を尊重し、常に敬愛の情をもって利用者本位の職務が行われるようすすめる
- 8 地域との連携をとり、地域福祉の拠点として事業の理解を深めることに努める

(規定の補足)

第18条 この規程に定めるものの他必要な事項については管理者が有限会社クロストーンと協議し定めるものとする

- 2 適切な事業運営確保のために、必要に応じて希望者に対しては、施設長の了解を得た上で事業計画・財務内容等を閲覧に供している。

附則 この規程は、

| | | |
|-------|-----|-------------|
| 平成17年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 平成17年 | 10月 | 1日から施行する。 |
| 平成21年 | 7月 | 1日から施行する。 |
| 平成21年 | 10月 | 1日から施行する。 |
| 平成22年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 平成24年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 平成26年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 平成28年 | 2月 | 1日から施行する。 |
| 平成28年 | 3月 | 1日から施行する。 |
| 平成29年 | 4月 | 1日より一部改訂する。 |
| 平成29年 | 5月 | 1日より一部改訂する。 |
| 平成31年 | 4月 | 1日より一部改訂する。 |
| 令和5年 | 2月 | 1日より一部改訂する。 |
| 令和6年 | 4月 | 1日より一部改訂する。 |